

若年者雇用対策

概要

平成19年度における主な若年者雇用対策

I 新卒者、未就職卒業生等に対する就職・職場定着支援

- 1 新卒者に対する就職支援
 - (1) 大学等新卒者に対する支援
 - ・学生職業総合支援センター、学生職業センター等による求人情報提供、職業相談・職業紹介、就職面接会等の開催
 - (2) 高校・中学新卒者や未就職卒業生に対する支援
 - ・学校と連携した求人開拓、職業相談・職業紹介の推進
 - ・若年者ジョブサポーターによる求人開拓等、個別相談、職場定着等の支援
- 2 職場定着を推進する施策の充実
- 3 若者の就職をめぐる悩みに関する専門的相談体制の整備

II フリーター等に対する就職支援の強化

～フリーター25万人
常用雇用化プランの推進～

- 1 働く意欲、自信の向上のための専門サービス窓口
 - ・若年者のためのワンストップサービスセンターの整備
 - ・フリーター等に対する農業就業支援
- 2 実践的な能力開発の実施
 - ・若年者トライアル雇用による常用雇用の促進
 - ・デュアルシステム、民間委託訓練等の推進
- 3 ハローワークによるフリーター常用就職支援事業の推進
- 4 年長フリーターに対する常用就職支援
 - ・ジョブクラブ（就職クラブ）方式による常用就職の支援【新規】
 - ・若年者雇用促進特別奨励金を活用した年長フリーター等の安定した雇用の促進【新規】
 - ・「年長フリーター自立能力開発システム」の整備【新規】

III 若年者等に対する職業意識形成支援

- 1 大学生等に対する支援
 - ・大学の就職指導担当者に対するセミナー等の実施
 - ・経済団体と連携した大学生等に対するインターンシップの推進
- 2 小中高生等に対する支援
 - ・キャリア探索プログラムやジュニアインターンシップ等による就業体験機会の提供
- 3 無償の労働体験等を通じての就職力強化事業（ジョブパスポート事業）の普及

IV 若年者のためのワンストップサービスセンターの整備（再掲）

「若年者のためのワンストップサービスセンター（通称ジョブカフェ）」への、フリーターを対象としたセミナーやカウンセリングの実施等の事業委託や、ハローワークの併設の支援

V 若者の人間力を高めるための国民運動の推進

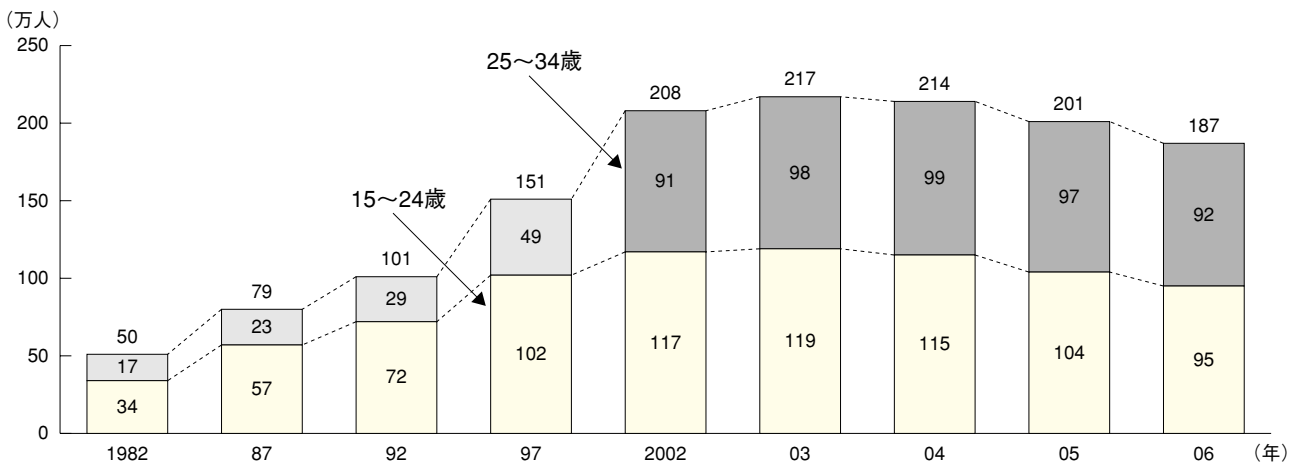
若年者雇用問題についての国民各層の関心を喚起し、若者の働く意欲・能力を高めるため、経済界、労働界、教育界、マスメディア、地域社会等の関係者が一体となり、国民会議の開催や啓発活動等に取り組む国民運動を展開

資料編

⑤ 雇用対策

詳細データ

年齢階級別フリーター数の推移



資料：1982年、87年、92年、97年については総務庁統計局「就業構造基本調査」を労働省政策調査部にて特別集計（「平成12年版労働経済の分析」より転記）、2002年以降については、総務省統計局「労働力調査（詳細結果）」

- (注) 1. 1982年、87年、92年、97年については、フリーターを、年齢は15～34歳と限定し、①現在就業している者については勤め先における呼称が「アルバイト」又は「パート」である雇用者で、男性については継続就業年数が1～5年未満の者、女性については未婚で仕事を主に行っている者とし、②現在無業の者については家事も通学もしておらず「アルバイト・パート」の仕事我希望する者と定義し、集計している。
2. 2002年以降については、フリーターを、年齢は15～34歳と限定し、また、在学者を除く点を明確化するため、男性は卒業生、女性については卒業生で未婚の者のうち、①雇用者のうち勤め先における呼称が「アルバイト」又は「パート」である者、②完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、③非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で家事も通学も就業内定もしていない「その他」の者と定義し、集計している。
3. 1982年から97年までの数値と2002年以降の数値とは、フリーターの定義等が異なることから接続しない点に留意する必要がある。